

平成 2 7 年第 7 回教育委員会 臨時会会議録

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

東久留米市教育委員会

平成27年第7回教育委員会臨時会

平成27年3月27日午前9時34分開会
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(4) 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の策定について
(5) 諸報告
 ②東久留米市通学路安全プログラムについて ※①は非公開で報告
(6) 東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の制定について
(7) 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
(8) 東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について
(9) 東久留米市公立小・中学校事案決定規程の一部改正について
(10) 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について
(11) 東久留米市公立学校非常勤講師規則の廃止について
(12) 諸報告
 ③平成28年度～31年度使用市立中学校教科用図書の採択について
 ④学校と警察の連携について
 ⑤平成27年第1回市議会定例会について
 ⑥平成26年度奨学生（給付）の認定結果について
 ⑦東久留米市教育委員会請願取扱要綱及び東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施要綱の一部改正について
 ⑧東久留米市教育委員会請願取扱要綱及び東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施要綱の一部改正について
 ⑨東久留米市立小学校の余裕教室等を活用した放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施に関する合意書について
 ⑩その他
 ○平成27年度市立小・中学校教育課程について ○放課後子供教室について
 ○子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について

出席委員（5人）

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治	指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄	学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明	図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫		

事務局職員出席者 庶 務 係 長 鳥 越 富 貴

傍聴者 なし

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時34分)

- 尾関委員長 これより平成27年第7回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名は名取委員にお願いします。
- 名取委員 はい。

◎会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、会議の進め方について説明をお願いします。
- 林総務課長 人事案件の議案審議と1点目の諸報告を行った後に、給食調理業務委託推進計画策定の議案審議を行い、諸報告2点目の説明を行います。続いて日程順に議案審議を行いますが、議案第34号から第37号までは関連するため審議は一括で行い、採決は個々にお願いします。その後、議案第38号の審議と採決後、他の諸報告に入らせていただきたいと思えます。
- 尾関委員長 お諮りします。人事案件の議案審議及び諸報告を行った後に給食調理業務委託推進計画策定の議案審議を行い、続いて諸報告②を先に行う。次に日程順に議案審議を行いますが、議案第34号から37号までは関連するため審議は一括で行い、採決は個々に行う。その後、議案第38号の審議と採決後、改めて諸報告に入るとのことですが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではそのように進めさせていただきます。なお、人事案件の審議と報告は非公開で行わせていただきます。

◎会議録の承認

- 尾関委員長 平成27年2月5日に開催した第2回定例会、2月10日に開催した第2回臨時会、2月16日に開催した第3回臨時会、3月2日に開催した第3回定例会、3月5日に開催した第4回臨時会、及び3月19日に開催した第5回臨時会の会議録についてご確認をいただきました。松本委員からは第3回臨時会の会議録について修正のご連絡がありましたが、矢部委員と名取委員はよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、会議録は承認されました。

◎傍聴について

- 尾関委員長 傍聴者はいらっしゃいますか。
- 鳥越係長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 おいでになりましたら人事案件終了後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第4、「議案第32号 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の策定について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 直原教育長 「議案第32号 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の策定について」、上記議案を提出します。平成27年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、市立小学校の給食調理業務委託を推進するため、「東久留米市立小学

校給食調理業務委託推進計画」を策定する必要があるためです。内容については学務課長から説明します。

- 傳学務課長** 「東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画（案）」の内容については、先の1月の教育委員会の中で報告したとおりです。内容についての詳しい説明は割愛させていただき、その後のことについて報告します。パブリックコメントを2月2日から23日までの21日間かけて実施しました。この間いただいた意見は1件です。意見の内容は「予算配分もあり大変とは思いますが、時間内に数を揃えて届けばよいというビジネス産業に過ぎない外注はやめてください」というものです。窓口意見に提出しに来られたので、面談をしました。委託すなわち自校・親子調理からセンター方式になるというご理解をされていたようなので、それについては違うことを説明し、心配されているような給食センターによる配送は行わないこと、今後も業務委託は進めていくが自校・親子方式の給食調理は継続していくと回答しました。

また、3月議会の一般質問でもやり取りがありました。間宮議員からは「東京都基準の調理委員配置だと新しい課題に対応するのは人数的に困難と示されている。ならば、第二小学校で委託する時に調理員を職変するのではなく、ほかの直営校に加配すべきだった」という質問があり、私からは「限られた総額予算の中で対応していくことが求められており、新しい課題に対応するための道筋は新しい計画で示している」と答弁し、教育長は「給食の安全を第一に今後も進めていきたい」と答弁しています。さらに、「委託だと法的に子校の配膳員に対して直接の指示ができないことになっているが」という質問があり、私からは「現在の直営校委託でも配膳作業は業者が文書指示に基づいて実施している。子校についても同じ形になる」と答弁しています。

このようなやり取りがありましたが、案の内容から訂正したところは基本的にはありません。最初のページの文言整理と、最後の12ページの下から2段目の段落「第4期定員管理計画」の最後の述語の「『柔軟な運用を図る。』」につながるものであるを『柔軟な運用を図る。』と整合するものである」と2カ所だけ訂正しています。

- 尾関委員長** 何か伺うことはありますか。なければ質疑を終了します。委員の間で意見を述べておくことはありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第32号 東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第32号は承認することに決しました。

◎諸報告

- 尾関委員長** 日程第5、諸報告に入ります。「②東久留米市通学路安全プログラムについて」の説明をお願いします。

- 傳学務課長** 平成24年度に文部科学省、国土交通省、警察庁の合同で緊急合同通学路点検を実施しました。この三つの省庁からこの取り組みを継続して推進するため、市区町村単位でその推進体制を構築し、各地域の実情を踏まえた基本の方針を策定すると同時に、これを公表することという通知がなされました。東久留米市では教育委員会と都市建設部、また所轄の田無警察署と協力し、学校や保護者の要望があるごとに合同通学路点検を継続して実施しており、通学路の安全性向上に取り組んできています。このたびは活動の実態に合わせ、東久留米市通学路安全プログラムを作成しました。この報告の後にホームページ等を通じて公表していきます。

- 尾関委員長** 何か伺うことはありますか。

- 矢部第一職務代理者** これまでは学校ごとに理解の度合いが違っており、市にお願いすることの程度も違っていたと思います。ここでこうしたプログラムが渡されると、学校と保護者などがきちんと対応できるようになりますので非常に良いと思います。

今年度に通学路点検を実施した学校は全小・中学校のうちどれぐらいありますか。

- 傳学務課長** 手元に資料はありませんが、半数以上の小学校が今年の夏から冬にかけて実施

を重ねてきています。

- 矢部第一職務代理者 残りの半数の小学校は方策等が分からなくて実施していないのではなく、今年度は特に要望がないという理解でよろしいですか。
- 傳学務課長 そうです。
- 尾関委員長 この件は以上にとどめます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第6、「議案第33号 東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の制定について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。
- 直原教育長 「議案第33号 東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の制定について」、上記議案を提出します。平成27年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規定を整備する必要があります。内容については総務課長から説明します。
- 林総務課長 議案を1枚おめくりください。教育長の職務専念義務に関する条例についてはこの3月の第1回市議会定例会に上程し議決されていますが、勤務時間等については規則で定めることから今回提案しているものです。内容については第2条にあるように、市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例によるということで、一般職と同様の取り扱いをするものです。
- 尾関委員長 特になければ質疑を終わります。委員の間で意見を述べておくことはあります。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第33号 東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の制定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第33号は承認することに決しました。

◎議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第7「議案第34号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、日程第8「議案第35号 東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」、日程第9「議案第36号 東久留米市公立小・中学校事案決定規程の一部改正について」、日程第10「議案第37号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」の4件を議題とします。関連するため審議は一括で行い、採決は個々にお願いします。教育長から提案理由の説明を求めます。

- 直原教育長 まず、「議案第34号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」です。提案理由ですが、平成27年度から一般職非常勤制度が導入されることに伴い、規定の整備が必要であるためです。

次の「議案第35号 東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」も提案理由は、平成27年度から一般職非常勤制度が導入されることに伴い、規定の整備が必要のためです。

次の「議案第36号 東久留米市公立小・中学校事案決定規程の一部改正について」の提案理由は、題名及び規定中の「公立」となっている部分を「東久留米市立」に改める必要があるためです。

次の「議案第37号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」の提案理由は先の二つと同じで、平成27年度から一般職非常勤制度が導入されることに伴い、規定の整備が必要のためです。

まとめて、指導室長から説明します。

- 加納指導室長 議案第34号から第37号までは、平成27年度から東京都で実施される非常勤職員の一部が一般職員化になること伴う規定の整備です。東京都では多様な人材の活用

を目的に、これまですべての職で特別職として任用されていた非常勤職員について、職務の内容や勤務自体等に応じた適切な活用を図るべく、一般職として任用することとしました。市内小・中学校においては退職した教職員などが非常勤職員として任用されていますが、平成27年4月1日から、学校や教育センターに配置されている非常勤職員が一般職となることに伴い、市の規定を整備するものです。

まず、議案第34号の新旧対照表をご覧ください。題名中「東久留米市公立」を「東久留米市立」に改めます。第1条中「東久留米市公立」を「東久留米市立」に改め、「勤務する」の次に「東京都から給料又は報酬を受けている者で、」を加えます。別表中の「29 無届欠勤 不参」を「30 無届欠勤 不参」「31 介護欠勤 介欠」「32 勤務を割り振られない日 非出」に改め、同表中18の項から28の項までを1項ずつ繰り下げ、17の項の次に次のように加えます。「18 配偶者同行休業 同休」。付則として「この訓令は、平成27年4月1日から施行する」というものです。

続いて、議案第35号の新旧対照表をご覧ください。第1条中「東京都教育委員会を任命権者とする東久留米市立学校に勤務する常勤の職員」を「東久留米市立学校に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員」に改めます。また、第4条に次の1項を加えます。「2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員に対する兼業の許可は、学校長が行う」。第13条第3項中「給与を」を「給与又は報酬を」に改めます。付則として「この訓令は、平成27年4月1日からの施行する」とします。

続いて、議案第36号をご覧ください。題名中の「東久留米市公立」を「東久留米市立」に改め、第1条及び第2条第1号中「東久留米市公立」を「東久留米市立」に改めます。付則として「この訓令は、平成27年4月1日からの施行する」とします。

続いて、議案第37号の新旧対照表をご覧ください。第1条中「勤務する」の次に「東京都から給料又は報酬を受けている者で、」を加え、「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「占める職員」の次に「及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員」を加えます。また、第3条中第2項中の「、本籍」を削ります。第4条中「及び第2号の2様式」を「、第2号の2様式及び第2号の3様式」に改めます。第8条各号列記以外の部分中「休暇・職免等処理簿」の次に「等」を加え、同条第1号を次のように改めます。

「(1) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第15条に規定する年次有給休暇、同条例第16条に規定する病欠休暇、同条例第17条に規定する特別休暇、同条例第18条に規定する介護休暇等」「第1号様式を次のように改めます」と、裏側にありますので、そのような形で改めさせていただきます。また「第2号の2様式の次に次の1様式を加える」とします。図として入っています。付則として、「この訓令は、平成27年4月1日から施行する」というものです。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○名取委員 議案第34号の「18 配偶者同行休業」とはどういうことですか。

○加納指導室長 例えば海外の日本人学校に配偶者が勤務する場合、あるいは配偶者が海外に転勤になり同行する場合に教職を一時休業するというものです。

○名取委員 期間については3年でも4年でも良いとかの期限はありますか。例えば、任期が4年の場合でも適用されるのですか。

○加納指導室長 調べて後ほどお答えします。

○名取委員 「休業」という文言が使われていますが、育児休業などと同じですか。また、「現行のとおり」の中には育児休業も入っていますか。

○加納指導室長 「現行」の中に入っています。

○名取委員 それぞれの規定によるということですね。

○加納指導室長 そうです。

○名取委員 議案第35号について伺います。非常勤の方も短時間勤務の方も、兼業する場合は学校長が許可することになりますね。

- 加納指導室長 そうです。
- 名取委員 現在は学校長の許可は要らないということですか。
- 加納指導室長 そうです。
- 名取委員 そうなると短時間勤務で生活しようとする方にとっては、生活費としては足りないことになるでしょうね。今までは学校長の許可がなくても一生懸命に情報を集めて働き場を求めることができたのに、今度は短時間勤務の方もいちいち兼業許可を取らなければならないことになりますね。
- 加納指導室長 そうです。
- 直原教育長 今回の改正の趣旨ですが、教育公務員も地方公務員の一般職になるため地方公務員法が適用になります。地方公務員法が適用になるということは、原則として兼業兼職はできません。ところが、教育に係る者には教育公務員特例法が適用され、教育上意味があることについては幅広く兼業兼職を認めています。従前の非常勤の職員はもともと地方公務員法が適用されていなかったため自由に兼業兼職ができましたが、今後は一般職になりますので普通ならばできなくなります。教育公務員特例法も適用になるため、校長が幅広く兼業兼職を認めることができます。従来は適用がなかったので自由にやっていたものが、今後は校長の許可を得て兼業兼職をすることができるということになります。
- 名取委員 これに反して自由にやっている場合は分限の対象になるということですか。
- 直原教育長 そうなります。
- 名取委員 かつかつで生活している方にとっては結構厳しい改正になるということですね。それとも、もともと、校長先生などには事実上の許可を取っているのが実態なのでしょうか。
- 直原教育長 今までは全く校長に報告することもなくやっていたと思います。しかし、今後は報告して許可を得ることが必要になります。
- 今回の改正により、一般職になるということには両面あります。例えば、夫が海外に赴任して同行する場合には、従来ですとその時点で退職せざるを得なかったわけです。ところが今回の制度になると一般職になりますから、休業という扱いで身分を残しながら海外に行くことができるようになります。そのような両面があります。
- 名取委員 短時間勤務の場合も任期はないということでは理解してよろしいですか。例えば、定年退職まで勤められるとか…。一般に非常勤短時間勤務者は任期付き任用が多いのですが、この場合はそういうことはなく、定年まで勤められるということですか。
- 直原教育長 そうではありません。想定している職は非常勤教員になりますので、任期は1年です。
- 名取委員 例えば海外赴任している間に1年が経過すれば戻れないということですね。
- 直原教育長 そうなります。
- 名取委員 該当される方にはそんなにメリットはないようですね。要するに、職員としての監督を受ける程度が大きくなると考えれば良いですね。
- 直原教育長 そうです。
- 矢部第一職務代理者 議案第34号、第35号、第37号はいずれも同じ一般職非常勤制度ということですが、それに関連して伺います。第1条の書き方ですが、議案第34号だけはとても簡単に書かれているのは何か意味がありますか。第17条の規定に基づき任用される非常勤職員を議案第35号と第37号ではきちんと規定していますが、議案第34号では具体的に述べられていません。兼業規程と服務規程では第1条の書き方が揃っているのに比べて、出勤簿の規程では「常勤の職員及び学校職員」だけになっています。
- 加納指導室長 後で確認し報告します。
- 矢部第一職務代理者 服務規程中の線が引かれている第8条について伺います。現行には介護休暇のほかにもいろいろ書かれていますが、改めたほうは削られています。例えば、「育児時間及び慶弔休暇等」は別のところに表示されるのか、それともこの文言はこの規定には入らないのか、「等」に含まれるのでしょうか。
- 加納指導室長 併せて確認し、後ほど報告いたします。
- 尾関委員長 幾つか条文についての細かい質問が出ましたので、後で報告をお願いします。

これで質疑を終わります。委員の間で意見を述べておくことはありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。採決は個々に行います。

「議案第34号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第34号は承認することに決しました。

「議案第35号 東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第35号は承認することに決しました。

「議案第36号 東久留米市公立小・中学校事案決定規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第36号は承認することに決しました。

「議案第37号 東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第37号は承認することに決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○尾関委員長 日程第11、「議案第38号 東久留米市公立学校非常勤講師規則の廃止について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。

○直原教育長 「議案第38号 東久留米市公立学校非常勤講師規則の廃止について」、上記議案を提出します。平成27年3月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、関連する他の規則が整備されたことに伴い、東久留米市公立学校非常勤講師規則を廃止する必要があるためです。内容については指導室長から説明します。

○加納指導室長 非常勤講師と時間講師等については東京都の規程に基づき任用しているため、市公立学校非常勤講師規則については必要ないため、廃止を提案するものです。

○尾関委員長 特に伺うことがなければ質疑を終わります。委員の間で意見を述べておくことはありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第38号 東久留米市公立学校非常勤講師規則の廃止について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第38号は承認することに決しました。

◎諸報告

○尾関委員長 日程第12、諸報告に入ります。これまでに報告があった以外の諸報告からお願いします。

○加納指導室長 「③平成28年度から31年度の中学校使用教科図書の採択について」、その日程等について報告します。平成28年度から31年度の中学校使用教科書の採択日については、8月の定例教育委員会である8月11日を予定しています。教科用図書の法定表示の展示期間は5月15日から5月29日の2週間、教育センター及び中央図書館で予定しています。調査委員会については市教科用図書採択要綱第3条に基づき、教科用図書選定調査委員会を設置します。また、市教科用図書採択要綱第6条(2)に基づき、委員定数は9名とし、構成としては学識経験者1名、市民2名、学校関係者4名、地域関係者2名とします。また、同要綱第6条(2)イに基づき、市民委員を公募します。公募期間は平成27年4月15日から4月28日です。教科別資料作成委員会に関することについては同要綱第3条に

基づき教科別資料作成委員会を設置します。同要綱第9条(2)ウに基づき中学校教育職員、各教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語)ごとに、それぞれ3~5名がその委員となり、資料の作成をしていきます。また、学校に見本を巡回させますが、日程は資料にあるとおりです。

○尾関委員長 委員から伺うことはありますか。

○松本第二職務代理者 地域関係者2名とありますが、どういう方を想定していますか。

○加納指導室長 地域関係者は学校に関係している方で、PTA、青少協、主任児童委員などからお願いする予定です。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○加納指導室長 「④学校と警察の連携について」報告します。口頭での報告になります。川崎市において発生した、交友関係の中で中学校1年生が殺傷された事件に関して、文部科学省が設置したタスクフォースにおいて、本件は学校外でのトラブルを教育現場が十分把握できておらず、対応に課題があったと見られることから、文部科学省は学校と警察との連携について、3月12日付で緊急調査を実施しています。

本市における警察との連携ですが、平成16年6月に児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書を締結し、非行等問題行動の防止及び安全確保等について児童・生徒の健全育成を推進しています。具体的には年8回開催される生活指導主任会に田無警察署生活安全課の方が出席し、課題がある児童・生徒について、主に中学校の生徒である場合が多いのですが、実名を出して情報交換を行っています。また、警察OBであるスクールサポーターの方が定期的に小・中学校を訪問して、学校の管理職と情報交換をしています。今後も警察等、関係諸機関との連携を密に取り、児童・生徒の健全育成を推進していきます。

また、同事件について、文部科学省は3月2日付で「児童・生徒の安全に関する緊急確認調査」を実施しました。本市においても、2月27日時点で、学校において7日間以上連続して当人と連絡が取れず、生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる者、学校外の集団とのかかわりの中で、その生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる者の2項目について調査を実施しました。その結果、3月4日時点で該当する児童・生徒はいませんでした。3月4日時点で該当する児童・生徒はいませんでした。今後児童・生徒の行動の把握に努め、この項目にあるような状況に児童・生徒が陥った場合は、学校は教育委員会に連絡するとともに、関係諸機関と連携して迅速な事態の解決に当たるように指導しました。

○尾関委員長 連携の会議も頻繁に行われ、実名を挙げながら具体的な情報交換しているようです。また、いろいろな調査が行われたときには指導室から教育委員会への説明等も迅速に行われているようです。この方向を続けてもらい、われわれもしっかり見守っていきたいと思います。この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○東教育部長 「⑤平成27年第1回市議会定例会について」、報告します。この件につきましては、3月2日に開催された教育委員会定例会において一部報告していますので、それ以降について報告します。

平成27年第1回市議会定例会は、3月3日から3月26日までの24日間の会期で開催されています。第1回定例会の初日3月3日には、本会議において並木市長の施政方針がありました。資料として「平成27年度施政方針」を添付しています。並木市長からは第1回定例会に当たって市政の諸課題に対する所信が述べられ、また、これに対して市議会各党派から総括代表質問という形での質疑がありました。その中で教育委員会に関連する部分を説明します。4~5ページの【行財政改革の徹底】をご覧ください。5ページに「公共施設マネジメント」として「平成26年度は、施設の現状把握や将来推計に基づく課題整理を行うため、公共施設白書の作成に取り組んできた」とあります。2段落目に「平成27年度については公共施設白書を公表した上で、(仮称)公共施設のあり方検討委員会を設置し、今後の公共施設の有効活用と効率的な管理運営を推進する観点から、公共施設の配置、機能などのほか、トータル的な公共施設のあり方や、その管理、活用を図るための基本的な方針を策定していく」とあります。公共施設の中には教育施設が多く含まれています。市として公共

施設マネジメントへの取り組みを進めているところですが、今後の対応について述べられています。

6 ページの「小学校給食調理業務委託」をご覧ください。新たに第二小学校の調理業務委託を実施していきますが、先ほど議案で承認いただいた「東久留米市立小学校給食調理業務推進計画」の内容についても施政方針の中で述べられています。

8 ページからの【子育てしやすいまちに】をご覧ください。9 ページに「旧大道幼稚園跡」があります。部長級のプロジェクトチームを設置して検討を進めてきましたが、この施政方針の中で、市長から「結論として、旧大道幼稚園跡利活用は児童館を基本とする」という対応が述べられています。併せて、「一方で」の3行目、個別事項、関連事項として、「西部地域センター内の滝山児童館は新児童館に機能移転する」「西部地域センター内の滝山児童館移転後の施設は、西中学校敷地内の滝山教育相談室、わくわく健康プラザで暫定利用している分かくさ学園発達相談室の移転先とする、さらに、滝山図書館に付属する施設として、学習室等のスペースも確保する」という内容で、西部地域センターの活用についても述べられています。

11 ページには（小・中学校学力調査）（子ども土曜塾）（放課後子ども教室）（総合教育会議）に対する対応等についても述べられています。

17 ページの（子どもの未来と文化をはぐくむまち）の中で、「いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、いじめ防止等に関係する機関・団体の連携を図るための組織である「いじめ問題対策連絡協議会」及びいじめ防止対策のための、市の施策を調査・審議、重大事態発生時の調査等を行う「いじめ問題対策委員会」を設置していきます」という形での、いじめ防止対策のための対応、その下に「第五小学校の児童数増加に対応するため、平成25年度に購入した敷地に特別教室棟を増築していきます」という内容です。次の段落に「東中学校の体育館について、耐震補強工事及び内外装の改修を行う大規模改造工事を実施していく。また、第七小学校給食棟、本村小学校上空通路についても耐震補強工事を実施していく」と述べられ、併せて、「老朽化が進んでいる中央中学校体育館について、大規模改造工事を実施し、内外装の改修を行っていく。また、青少年センターについては平成26年度に実施した耐震補強実施設計に基づき、耐震補強工事を実施していく」と述べられています。

この施政方針と合わせて、議会の初日に行政報告が行われています。行政報告については本日の資料にも添付していますが、行政報告一覧表の9番目に「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の策定について」と報告されています。

また、3月6日から11日までの4日間には一般質問が行われました。一般質問の内容についても資料として取りまとめ、本日、添付しています。22人の市議会議員のうち17人の議員から一般質問が出されました。質問の内容は全課にまたがり、広い範囲で答弁しています。内容についての説明は省略させていただきますので、後ほど資料をご覧ください。

次に、3月13日には文教委員会が開催されています。文教委員会では議案の審議と併せ、請願が1件出されています。議案の審議結果については改めてお示ししますが、昨日の最終日に議案は全て挙手全員または挙手多数等により原案可決となっています。請願の内容ですが、内容は「特別支援教室についてのガイドラインの説明と、保護者の意見を聞く機会を持つことを求める請願」で、2枚目に請願書の内容を添付しています。「請願事項」は「特別支援教室についての東京都のガイドラインについて、説明会を行ってください。その際、保護者の意見を聴取し、それを踏まえて市としての方針を決めてください」という内容です。これについては文教委員会の中で審議され、主に、現在の東京都からの情報提供の内容について、保護者説明会の持ち方について、特別支援教室の児童の在籍形態についてなどの疑問がなされました。要望・意見等としては、1として、請願の趣旨は理解するが、新制度のガイドラインが示されていないので本請願は趣旨採択すべき。2として、市も説明を行うということである説明会は一人でも多くの方が参加できるように実施することを求める。本請願は趣旨採択ではなく採択すべきという意見がありました。文教委員会の中では趣旨採択すべきものという結果でした。本会議においても趣旨採択すべきものとして、市長及び教育委員会に送付すべきものとなっています。

また、議会の最終日に議案の追加がありました。「議案第38号 東久留米市特別職のうち市長に支給する給料の特例に関する条例」です。内容は提案理由をご覧ください。読み上げますと、「議案第38号は、東久留米市特別職のうち市長に支給する給料の特例に関する条例についてであります。本案は、今議会の予算特別委員会におきまして、ごみ対策課庁舎に係る一連の私の答弁に誤りがあり、市議会運営に多大なご迷惑をおかけしたことを、心よりおわび申し上げますとともに、みずからの責任を明らかにするものであります」というもので、市長の報酬を4月の1カ月間、10分の1の減額をして支給するものです。これは即決により原案可決されています。

○尾関委員長 この件は以上でとどめます。次の報告をお願いします。

○松本第二職務代理者 「⑥平成26年度奨学生（給付）の認定結果について」報告します。第3回定例会で平成26年度奨学資金（給付・貸付）の申請者数について報告しましたが、3月16日に奨学資金運営委員会を開催して奨学生を決定しましたので、改めてその報告をします。資料をご覧ください。貸付制度は26年度末をもって終了しますが、1件申請がありました。しかし、経済的基準である1.25倍以下を満たしていなかったため、認定はできませんでした。給付については11件の申請がありました。やはり経済的基準を満たしていなかったため、認定されたのは私立高校の生徒5人、都立高校の生徒5人の合計10人です。26年度予算は総額240万円ですが、支出額は私立高校生に対して60万円、都立高校生に対して30万円の合計90万円になりました。本日、振り込みの手続きをしているところです。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○林総務課長 「教育委員会の請願の取扱要綱と教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施要綱の一部改正について」報告します。請願の取扱要綱ですが、教育委員会会議規則の改正により条ずれが起きた関係で第34条に改めたことと、組織改正により課名を「教育総務課」に改めています。また、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施要綱」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文のずれに伴い、第26条に改めたこと。点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育振興基本計画 事業計画」に基づく主要施策に改めています。

○尾関委員長 この件については以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○林総務課長 「⑨東久留米市立小学校の余裕教室等を活用した放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施に関する合意書について」、報告します。学童保育については本年4月から6年生までが対象となることから、学童保育の施設内だけでは対応できないことも考えられます。ついては子ども家庭部と教育部で合意文書を交わし、今後の対応を図っていくというものです。主な点は、放課後に一時的に使われていない教室等、例えば図書室等で学童の子どもたちがそこを使って学童保育を行うという形態をとるものです。裏面をご覧ください。基本的に学校の施設を使うことから、第6の規定では電気、ガス、水道等の光熱水費の負担については教育部で負担していくこととしています。また、個別協議として、第7でこの合意は結んでいます。学校との細かな調整については学校ごとに子ども家庭部で実施していきます。昨日、子ども家庭部長と教育部長とで合意を交わしています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 新年度に向けて、各学校に設置されている学童保育では人数の把握などを進めていると思います。現時点でこの合意書に基づいて教室等が使われるケースはどれぐらい見込まれていますか。

○林総務課長 実際に調整に入っているのは5校です。内容ですが、例えばトイレを使わせてほしいなどいろいろあるようです。

○尾関委員長 特になければこの件は以上にとどめます。ほかに何かありますか。

○加納指導室長 教育課程について報告します。平成27年度市立小・中学校の教育課程については適切に編成され、届け出されたことを報告します。各校では授業実数や学校行事等が適切に計画されていました。今後はこの教育課程が適切に実施されるよう指導していきます。

○市澤生涯学習課長 放課後子供教室について報告します。運営委員会の設置要綱を策定し、

さらに、第1回市議会定例会で予算が認められましたので、放課後子供教室推進事業実施要綱も策定しています。

○岡野図書館長 図書館から報告があります。文部科学省では毎年4月23日の子ども読書の日に、子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体、個人の文部科学大臣表彰をしています。平成27年度の優秀実践図書館として、東久留米市立中央図書館が表彰されることになりましたので報告します。文部科学省から内定通知をいただいています。来月、プレス発表されますので現在では内定ということで報告します。

○東教育部長 事務局からの報告は以上です。

○尾関委員長 それでは閉会前に、私から一言ご挨拶させていただきます。

昨年の10月から教育委員長として職務を務めてきましたが、このたびの法改正により、教育長と教育委員長のポストが一体化されたため、本日が最後の委員長としての議事進行となりました。

当初、教育委員長を拝命しました時は教育長が不在の中、教育部長をはじめ事務局と力を合わせて運営させていただきました。個人的な感想ですが、とても緊張した日々を過ごしました。

直原教育長が就任されてからはさまざまな改革が行われ、また、新しいことが行われつつあり、東久留米市の教育行政は大きく動き出したと思います。また、学校においても大きな事件や事故もなく、私がマスコミの前面に出て記者会見するということもありませんでした。今後は教育長が中心になって教育委員会をまとめられ、しっかりと運営していただけたと思います。私も任期の限り、東久留米市の子どもたちのために全力を尽くしていきます。

これまでの委員長としての間、委員をはじめ事務局の皆様にはいろいろご協力いただきありがとうございました。この場で改めて御礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で平成27年第7回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前10時56分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年3月27日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 名取 はにわ（自 書）